

独立行政法人労働政策研究・研修機構知的財産権の実施許諾に関する規程

(平成18年11月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「機構」という。)が所有する知的財産権(機構が他と共同して行った研究、他から受託して行った研究等に係るものについては、その知的財産権の機構の持分が決定された後の知的財産権をいう。以下同じ。)の他への実施許諾について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産」及び「知的財産権」とは、知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項及び第2項に定めるものをいう。

(実施許諾の原則)

第3条 機構は、研究成果の普及を効果的に推進するため、機構が所有する知的財産権について他への実施許諾を行うことができる。

- 2 機構は、知的財産権の実施許諾を受けようとする者に対し、「知的財産権実施申請書」(様式第1号)並びに実施計画書、事業経歴書及び財務諸表の提出を求めるものとする。
- 3 機構は、前項の申請書の提出を受けたときは、実施の許諾の適否を検討し、許諾をするか否かを決定する。

(契約)

第4条 機構は、その知的財産権について実施の許諾をするときは、その知的財産権を実施する者(以下「実施者」という。)と次の事項につき、知的財産権実施契約(以下「契約」という。)を締結する。

- 一 実施を許諾する知的財産の名称
- 二 実施の許諾の態様とその期間
- 三 知的財産権の実施状況の報告
- 四 知的財産権の実施料の額ならびに支払の時期および方法
- 五 知的財産権の実施状況の報告または実施料の支払が適正になされないときの措置
- 六 その他必要な事項

2 前項の事項は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

(実施者への指導)

第5条 機構は、実施者に対し知的財産権の実施について、必要な指導を行い、また実施者の要請により職員を指導のために派遣することができる。

2 前項の派遣に必要な旅費、指導に要する費用は実施者の負担とする。

(実施状況の報告)

第6条 機構は、知的財産権の実施状況につき、契約に定める期間内に実施者より「知的

財産権に関する実施状況報告書」(様式第2号)で報告を受ける。

- 2 機構は、必要に応じて随時実施者から知的財産権の実施に関する事項について報告を求める。

(実施料)

第7条 知的財産権の実施料は、別に定めるところによる。

- 2 機構は、契約に定める期間内に、銀行口座への振込みにて前項の実施料の支払を受ける。
- 3 機構は研究等の成果の普及を効果的に推進するため必要と認めた場合には、前2項の規定にかかわらず、無償により知的財産権の実施を許諾することができる。

(実施契約の解除)

第8条 機構は、次の各号の1に該当する場合は、将来に向かって契約を解除できるものとし、かつ、これによって生じた損害があるときは、実施者からの当該損害に係る賠償を受ける。

- 一 実施者が、正当な理由がなく、契約に定める期間内に知的財産権の実施による事業を開始せず、または中止したとき。
- 二 実施者が、第6条の報告を拒み、または虚偽の報告をしたとき。
- 三 実施者が、第7条第2項の実施料の支払を怠つたとき。
- 四 実施者が、その他契約の本旨に基づく履行をしないとき。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

知的財産権実施申請書

独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長 殿

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

貴機構の所有する知的財産権の実施に関し、下記のとおり申請します。

記

- 1 実施を希望する知的財産権の種類及び名称（登録がある場合は登録番号）
- 2 実施の期間

添付資料

- 1 実施計画書（ ）
- 2 事業経歴書
- 3 財務諸表

実施の方法、態様等を具体的に記載する。実施の成果を有償で頒布する場合は、価格設定の根拠、頒布予定数を明記する。

様式第2号

年 月 日

知的財産権に関する実施状況報告書

独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長 殿

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

平成 年 月 日付貴機構と締結した
する契約の第 条に基づき、下記のとおり報告いたします。

実施許諾に関

記

- 1 知的財産権の種類及び名称（登録がある場合は登録番号）
- 2 実施の期間
- 3 実施の状況（実施計画書の項目に即して記述する）